

領有権対立を乗り越えるために

孫 占 坤

はじめに

かつて、文化人類学者のベネディクト・アンダーソンが著書『想像の共同体』¹において、私達が当たり前だと信じて疑わない「国民」が実はそれほど長い歴史を持って「自然」に、「徐々」に形成したものではなく、寧ろ 18 世紀の末において非常に人工的な形で「作られた」ものであると喝破し、多くの研究者に「カルチャーショック」を与えた。国際法を勉強する筆者は近年の領土問題、領有権の対立を考える時、ついアンダーソンのこの著書が頭に浮かぶ。というのは、クリミア（併合）問題から東アジアに繰り広げられる日中韓の領有権対立まで、対立双方の国民がどこか、作られた「物語」によって踊らされている部分があるのではないかと思えてならない。もし、そうであるならば、そのような「物語」を分解する、或いは、そのような「神話」から解放されることは、対立を乗り越えるための必須な一歩ではないかと思うのである。

東アジア地域の領土問題を眺める時、特に次の点において「物語」、「神話」といった疑念を抱く。領有権対立を抱える東アジア日中韓のいずれも「固有の領土」論を好んで使い、とりわけ、日本では政府の公式の立場を表明する場合の「常套文句」にすらなっている。何が「固有の領土」なのか、このようなロジックを用いる本当の動機は何なのか。今後における領土問題研究の一里塚として、本稿は日本の領土問題、とりわけ日本における「固有の領土」論のありようについて検討し、本プロジェクトの報告書に代えさせていただきたい²。そのため、以下、まず戦後の領土問題発生的前提ともいえる近代日本の領土的拡張とその縮小過程を俯瞰し、戦後日本の領土問題発生の基本的な法的枠組を確認する。そのうえ、戦後日本の領土問題展開の経緯を振り返り、現在最もホットイシューとなっている三大領土問題——北方領土、竹島、尖閣を具体的に取り上げることで、日本における「固有の領土」論の「神話性」のペールを少しでも剥がしたい。最後の「おわりに」において、戦後ドイツの「東方問題」と比較し、日本における領土問題の対立を乗り越える「出口」が何なのかを示唆したい。

一 近代日本の領土拡張——「帝国」空間の形成

1853 年のペリー来航を契機に、日本は近代国際法意味上の「条約時代」に入った。その後の数十年間、軍事、科学、文化教育、産業等諸領域の「脱亜入欧、富国強兵」のほか、国際法や外交交渉から脅迫、戦争まで、正に一連の硬軟両様的手段を通して、日本は少しずつその領土空間を拡大していった。下表はペリー来航から第二次世界大戦が勃発するまで日本の領土拡大に関する主な出来事を列挙したものである。

(1) 日本の北部領土関係：

年 度	条約名・事件名	領土変動に関わる主な内容
1855 年	日露通好条約	択捉島を日本北東方面の国境と確定、真北のサハリンは日露「共有」
1875 年	日露樺太・千島交換条約	千島列島を日本へ、代わりにサハリンをロシアへ交換
1905 年	日露戦争終了、ポーツマス条約	サハリン南半分(北緯 50 度以南)をロシアより日本へ割譲

(2) 日本と東アジア諸国の領土関係：

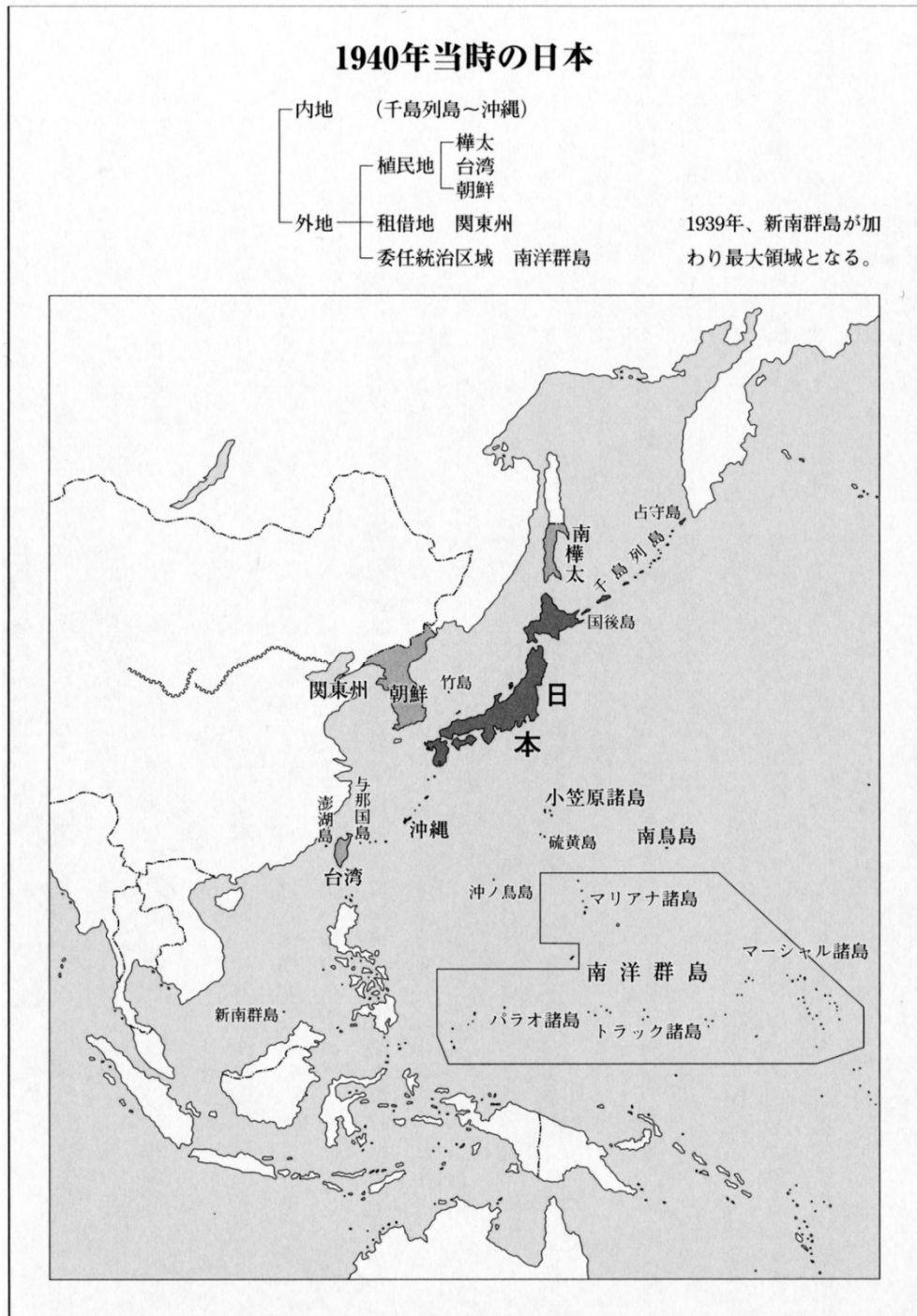
年 度	条約名・事件名	領土変動に関わる主な内容
1879 年	琉球併合	「琉球国」は「沖縄県」へ。450 年に及ぶ琉球・中国の朝貢関係は終了
1895 年 1 月	魚釣諸島（後に「尖閣諸島」へ改名）の日本編入	日清戦争の最中（清国の敗戦が決定的になり、講和条約交渉中）、国内行政決定である「閣議決定」で魚釣諸島を沖縄県に編入
1895 年 4 月	日清戦争終了、下関条約	台湾などを日本へ割譲
1905 年	日韓保護条約	韓国の内外主権ともほぼ剥奪される
1905 年	竹島（韓国名：独島）の日本編入	国内措置の形で竹島を島根県へ編入
1910 年	日韓併合条約	日本は正式に韓国を併合

(3) 太平洋など南方海域の領土関係：

年 度	条約名・事件名	領土変動に関わる主な内容
1876 年	小笠原諸島を国内法で編入	小笠原諸島の編入で、日本の版図が太平洋方面へ大幅に拡大
1922 年	ワシントン条約（九カ国条約）	国際連盟規約とワシントン条約に基づき、太平洋地域で「委任統治」
1939 年	南沙諸島の編入	国内措置で南沙諸島を「新南群島」として台湾高雄管区へ編入

(筆者が作成)

1940年頃の「大日本帝国」の勢力範囲：



(伊藤 隆・百瀬 孝『日本の領土』河出書房新社、2010年、136頁より転載)

上記の一連の出来事を通じて、太平洋戦争勃発時に日本の版図は既に北はカムチャッカ半島南部の海域とサハリン中部から、南は赤道付近のパラオ諸島とチューク（トラック）諸島（現在はミクロネシア連邦所属）まで、また東は東経 180 度付近のマーシャル諸島から西は南シナ海の南沙諸島まで、東アジア、東北アジアをはじめ、西太平洋の広大な陸地と海域を擁する「帝国」へ膨張していったのである。（上図参照）³

二 第二次世界大戦と日本の領土変動——「帝国」の崩壊

1945 年 8 月 14 日に米国をはじめとする連合国側の戦争終結条件（「ポツダム宣言」）を受け入れ、日本は翌 15 日の昭和天皇の停戦詔書をもって戦争の実質的終了を迎えた。しかし、日本に関する領土変動の過程は既に大戦中の「カイロ宣言」から始まり、「ヤルタ協定」、「ポツダム宣言」を経て、更にその後の「サンフランシスコ講和条約」へと続き、これらの国際文書は後の日本の領土問題を考える場合の「国際法」の重要な部分を構成することとなる。今日、「サンフランシスコ講和条約」は日本で最も重視され、戦後日本の領土問題を考える出発点とされがちだが、「カイロ宣言」から「サンフランシスコ講和条約」に至る間に、米国の立場が変化したので、領土変動の観点から見る場合、「サンフランシスコ講和条約」は東アジア地域に幾つもの「火種」を蒔いたと言わざるを得ない⁴。ここでは、個々の条約の詳細の評価には入らず、領土変動に関するこれらの条約の関係規定の基本的意味のみを確認しておきたい。

まず、1943 年 12 月 1 日の「カイロ宣言」は、大戦の目的として次の諸事項のためであると表明した。即ち、①第一次世界大戦開始後に日本が奪取、占領した太平洋の島々を日本から剥奪すること、②満州（中国東北地域）や台湾、澎湖諸島などを中国へ返還すること、③暴力及び強欲により略取した他のすべての地域から日本を駆逐すること、④朝鮮を独立させること。また、同宣言において、当事国の米英中は、大戦の目的は日本の侵略を制止し、罰するためであって、戦争を通して「領土拡張の念」を有しないとも表明することで、2 年前の「大西洋憲章」で米英が訴えた「領土不拡大」宣言をここでも再確認したのである。このように、「カイロ宣言」は領土変動に明確に言及したものの、伝統的な戦勝国と敗戦国間における領土割譲とは一線を画したのである。

戦後日本の領土変動に大きな影響を与える 2 番目の国際文書は「ヤルタ協定」となるのだが、協定締結のプロセスや内容について、戦後の日本で絶えず批判に晒されてきた。1945 年 2 月 11 日に米英ソ三国首脳間で秘密裏に合意した同協定において、欧州戦線終了後、ソ連の対日参戦の条件の一つとして、日露戦争で日本が取得したサハリン南半分及び付近の島嶼をソ連に「返還」するのを認めた他、千島列島の「引き渡し」も認めたのである。「ヤルタ協定」に続き、大戦中に締結し、日本の領土変動にやはり大きな影響を与えた 3 番目の国際文書として、「ポツダム宣言」を挙げるべきであろう。1945 年 7 月 26 日に公布した同宣言において、米英中は「カイロ宣言」の条項の履行を再度日本に促し、日本の主権は本州、北海道、九州、四国及び連合国らが決定するその他の諸小島に限定されるとしたのである。

「カイロ宣言」、「ヤルタ協定」、「ポツダム宣言」を戦後日本の領土変動に大きな影響を与えた最初の「国際文書」のセットであると捉えるならば、日本の領土変動に重大な影響を与えたもう

一つの国際文書は日本で非常に知られている「サンフランシスコ講和条約」——日本と米国など大多数の敵国間で結ばれた講和条約である。1951年9月8日に調印し、翌年4月28日に発効した同条約第2条、第3条は日本の領土範囲について重要な規定を設けていた。まず、その第2条の下で、次の一連の地域に対する日本の「すべての権利、権原及び請求権」の「放棄」を規定していた：①済州島や巨文島、鬱陵島（+朝鮮の独立も日本は承認する）、②台湾、澎湖諸島、③千島列島、サハリン南半分及び付近諸島嶼、④国際連盟が認めた太平洋地域での委任統治地域（+これらの地域を国際連合の信託統治下に置くことも日本は受託する）、⑤南極地域、⑥南沙諸島、西沙諸島。これらの地域の「放棄」に比べて、沖縄などの「南西諸島」の処置について、条約はその第3条で次のように規定している。即ち、日本は米国を唯一の施政権者とする国際連合の信託統治下に置くという米国の提案に同意する。そのような信託統治を行うまで、米国は立法、行政、司法などすべての権利を行使する。

戦後日本の領土変動に大きな影響を与えた上記一連の国際宣言、条約をどのように理解すればよいのだろうか。筆者は以下のように考える。第一に、「カイロ宣言」から「サンフランシスコ講和条約」まで、一本の基本線が貫かれている。即ち、日本の領土は基本的に「本州、北海道、九州、四国及び連合国らが決定するその他の諸小島に限定され」ていることである。従って、第二の特徴として、沖縄などの南西諸島は「日本の領土」として必然的に日本へ「返還」しなければならないとは想定していない。第三に、上記のように、「ヤルタ協定」の合法性や日本への法的拘束力について、戦後日本の研究者、特に国際法、歴史、国際関係などの研究者から多くの批判が起きていたが、日本の領土範囲に関する「ヤルタ協定」の精神が基本的に「サンフランシスコ講和条約」に引き継がれていたと言ってよい。第四に、中国の研究者が「カイロ宣言」、「ポツダム宣言」を第二次世界大戦後の国際政治秩序の出発点であると捉えるのに対して、日本の研究者達は「サンフランシスコ講和条約」の意義をより強調している。第五に、「サンフランシスコ講和条約」とそれ以前の一連の国際文書における領土条項の「違い」は日本で殊更に強調される傾向が見られ、特に「台湾独立」の主張に同情する研究者や運動家からは猶更「サンフランシスコ講和条約」を「重宝」するのである。即ち、「カイロ宣言」は関係領土の日本からの「剥奪」と中国、ソ連への「返還」を明記したが、「サンフランシスコ講和条約」は日本の「放棄」のみを規定したので、どこにも「返還」はしていない。このように、「サンフランシスコ講和条約」の日本関連の領土変動条項は単なる日本の領土問題に留まらず、より大きな、別の次元の問題を生み出していることも、我々は認識すべきであろう。

三 戦後日本の領土変動——「祖国回帰」の歩み

今日の日本において、一部の研究者を除けば、大多数の国民は「サンフランシスコ講和条約」調印後、主権国家としての日本の南部「国境線」が九州島南部近くの海域辺りにあることを知らない。前節が述べるように、「サンフランシスコ講和条約」は沖縄などいわゆる「南西諸島」を日本に引き渡したのではなく、国際連合による信託統治を行うこととし、その前に「暫定的」に米国による行政、立法、司法などの「施政権」を認めたのである。しかし、その後、沖縄の帰属をめぐる外交交渉のプロセスは講和条約の定めた軌道からかなり外れていき、連合国、国際連合

などの「多国間体制」から日米交渉の二国関係へ変質し、日本国内では基本的に「祖国回帰」の問題として捉えられていた。このような「祖国回帰」の第一歩は奄美群島の日本返還から始まった。

沖縄同様、奄美群島も 1945 年の停戦協定以降、日本本土と切り離され、米軍が授権する奄美群島政府などが行政権を行使していた。しかし、「サンフランシスコ講和条約」の調印で同地域が日本本土との分離が正式に確定されると、日本回帰を求める現地民衆の運動が空前の高まりを見せ、当時 14 歳以上の回帰賛成率が 99.8%に達していた。このような状況に面して、同地域がもはや軍事的、戦略的重要性を持たなくなったことを考え、米国も日本の早期返還の要請に同意した。「サンフランシスコ講和条約」が正式に発効する 1952 年 2 月に、米国はまず九州島に近いトカラ列島を日本に返還し、続いて 1953 年 12 月 25 日に「クリスマスプレゼント」と称して、奄美群島を正式に日本へ返還し、日本の領土は講和条約後に早々と北緯 27 度線まで拡大したのである⁵。

「祖国回帰」の第二段階は小笠原諸島問題の日本返還である。最も早く発見し、かつ行政権を行使したことを理由に 1876 年に日本の領土となった同地域は沖縄などの南西諸島と同じように、「サンフランシスコ講和条約」発効後も米国の占領、管理下に置かれたままだったが、1968 年 6 月に日本に引渡された。奄美群島に比べると、小笠原諸島は軍事的重要性がないとは決していえないのに、1960 年代に米国はなぜこんなに大らか、寛容的な態度を取ったのか。これについて、研究者達は次のように指摘している。小笠原諸島現地民衆の心情は勿論無視できる要素ではなかったが、より重要なのは、当時日本国内各地で大学生と労働組合を中心に高まりを見せていた反米運動があったのである。小笠原諸島の継続占領に比べると、米国政府にとって、間もなく期限切れを迎える「日米安保条約」の国会延長手続の無事通過、よって沖縄の米軍基地を引き続き維持し、益々規模拡大を見せるベトナム戦争の処理は遥かに優先度が高い。小笠原諸島の返還は言わばこのような日本の反米運動を宥める手段としての色彩を帯びて行われていたのである⁶。小笠原諸島の返還によって、日本の領土及び海洋権益は日本の東南方面の太平洋上 1000 キロ以遠の広い海域に達したのである。

「祖国回帰」の第三段階は現在の日本国民もよく知っている 1972 年 5 月の「沖縄返還」である。返還は米国のベトナム戦争への処理やそれに関係した米中関係への打開など米国の東アジア戦略全体の調整、日本国内と沖縄地域の根強い返還・回帰願望、またこれに密接に関係する基地反対、反米運動など多くの要素の相互影響の結果であった。総じて、沖縄の日本「返還」の結果、日本の領土、海域空間は南方へ大幅に広がり、北緯 20 度付近に達し、中国台湾の近くまで達している。

1950 - 70 年代の間に行われたこれら一連の領土変動は日本と米国のいずれにとってももはや「歴史」となっているが、国際法の観点からやはり幾つか疑問が残る。第一に、領土変動の手続の合法性問題について。中国、ソ連（当時）などが加入していないことはさておき、「サンフランシスコ講和条約」はやはり多国間条約である。条約発効後、領土地位の変更といった重大な問題の処理について、本来各当事国が同意する「多国間」体系の中で決定されるべきである。しかし、上記の一連の重大問題の処理は、いずれも日米二国間での外交交渉で決着し、日米間の返還

協定といったプロセスで実現している。第二に、領土変動の法的根拠の問題について。米国はなぜ沖縄などを返還したのか。日本はいかなる根拠に基づきこれらの領土を得たのか。これについて、日米政府や日本の国際法、国際政治などの研究者の「通説」は、かの有名な「潜在的主権」論 (residual sovereignty) である。即ち、「サンフランシスコ講和条約」は日本に沖縄など南西諸島の主権を放棄させていない。同講和条約を通じて主権を回復した日本はこれらの領域を米国に貸し、米国は各種の施政権を行使している。要するに、これらの島嶼は日本に返還される前に、主権はそもそも日本にあり、米国に引き渡したのは行政権 (施政権) に過ぎない。歴史的事実として、「サンフランシスコ講和条約」の交渉過程及び講和条約が発効してからの日米外交交渉過程に、米国サイドから「潜在的主権」論を提起したのは確かである⁷。しかし、複数の研究者が指摘するように、このような解釈は講和条約の締結過程及びその後の日米関係の展開から見ると、あまりにも無理がありすぎて、法理として成り立たない⁸。にもかかわらず、日米両国政府がこのような「法理」に拘るその本当の動機は、沖縄など諸地域の住民が将来、自分達の未来を自ら決定する権利 (自決権) を行使するかもしれない、という可能性を封殺するためである。なぜかという、もし沖縄などの島嶼を本当に国際連合の信託統治下に置けば、日本に「返還」される可能性が低くなるだけではなく、米国にとっても米軍の継続駐留が保持できるかも当然未知数になってしまう。米国が「潜在的主権」論を主張する本当の目的は米軍における沖縄などでのプレゼンスであるから⁹こそ、以下で述べるように、後に日本がいわゆる「北方領土」についてソ連と妥結し、その最終解決を図ろうとした時、時の国務長官であるダレスがあからさまに沖縄の「(不) 返還」の可能性をちらつかせ、恐喝、阻止し、自らが言っていた「潜在的主権」論を完全に「忘れた」のである。

四 領有権対立の「神話」～「固有の領土」論の系譜

法的脆弱性はさておき、沖縄の日本「返還」に伴い、「領土問題」としての「沖縄問題」は、少なくとも 1972 年以降、日本の政治舞台から消えていたと言って良い。以降、北方領土、竹島、尖閣は日本が抱える三大領土問題として膠着状態に陥り、時によって関係国間のホットなイシューとして躍り出て、メディアを賑わせ、日本国民のナショナリズムを煽る。このような状態を招いた原因は多方面にあり、決して日本側だけに帰するものではないが、以下で述べるように、長年日本政府が頑なに取っている「固有の領土」論の主張も、領有権対立の解決を遠ざけているのではないと思われる。

(1) 北方領土問題

外務省のホームページを開くと、北方領土について、以下のような記述がすぐ目に入る。

「1855 年 2 月 7 日、日本とロシアとの間で「日魯通好条約」が調印され択捉島とウルップ島の間に国境が確認されました。それ以降も、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島からなる北方四島は、一度も他国の領土となったことがない、日本固有の領土です。しかし、1945 年に北方四島がソ連に占領されて以降、今日に至るまでソ連・ロシアに

よる不法占拠が続いています。」¹⁰

「北方領土」または「北方四島」は今日の日本社会において、あまりにもポピュラー言葉となっていると言って良い。多くの日本国民はこれらの言葉の詳細の含意について知らなくても、旧ソ連また現在のロシアが北海道東部洋上に位置する四つの島を日本に返すべきだとは理解しているだろう。このような意味で日本社会に定着している「北方領土」の概念に対して、複数の研究者から、この概念は、実は 1960 年代以降に登場し、その意味で歴史の浅い概念だと指摘されている¹¹。

1961 年、日本政府は、今後ソ連が国後、択捉、歯舞、色丹四島を同時に日本に返還しなければ、ソ連とは講和条約を締結することが不可能だとの立場を表明した。その後の 1964 年、日本外務書の文書は、これまで「南千島」の一部と捉えていた国後、択捉を今後、「北方領土」と呼ぶとの立場を表明した。この経緯に鑑みて、研究者達は、いわゆる「北方領土」というのは、決して「日本固有」とは言い難く、それは特定の外交的、政治的目的のために非常に人為的に作り出された概念であって、「四島が一括して日本へ返還されるべきだ」という国民世論を醸成するための「巧妙な措置」であると批判している¹²。このような概念操作をしなければならなかったのは、次に述べるように、領土問題における日本政府の迷いと無力を反映したものである。それは、以下のように、特に日米関係において現れていた。

承知の通り、1945 年 8 月末から 9 月初めにかけて、ソ連軍は千島列島を占領した。1952 年の「サンフランシスコ講和条約」は日本による千島列島とサハリン南部の「放棄」のみを規定したので、「ヤルタ協定」で「引き渡し」が約束され、実際の占領も行ったソ連にとって当然、納得のできるものではなかった。一方、日露戦争の結果から千島列島を領有したのではない日本にとって、これらの領土の「放棄」だけでもあまりにも理不尽である。正にこのような気持ちがあったので、講和条約交渉段階の 1951 年 9 月に、米国の「放棄」要求に対する日本の全権交渉代表である吉田茂首相の批判が起きたのである。吉田曰く、千島列島のうちの択捉、国後島は 19 世紀半ば以降、日本が米国やロシアなど西側諸国との交流を始めた時、当時のロシア皇帝すら両島の日本帰属に何ら異議を持たなかった。そして、元々日本本土の一部である歯舞諸島と色丹島は、敗戦時に日本軍の基地があるからソ連の軍事占領を招いたのだと¹³。

吉田発言の趣旨は日本に千島列島及びサハリンの放棄を求めることの「不当」を指摘することであるが、同時に係争領土に対する日本の認識不足、即ち、放棄する千島列島の範囲はどこまでなのか、ということも露呈したことも明らかである。これについて、最近の研究が明らかにしたように、戦後初期から「サンフランシスコ講和条約」調印後間もない頃までの国会における外務省官僚の答弁が示すように、日本政府は択捉と国後を千島列島に含まれると認識していた。正にこのような理解を持っていたからこそ、「放棄」の要求に「不公平」、「理不尽」と感じたにもかかわらず、日ソ国交正常化数カ月前の 1956 年 7 月に、日本政府は腹を決めていた。即ち、ソ連から千島列島に属さない歯舞群島と色丹島の返還を受け入れることで領土問題の最終解決と見なし、日ソ講和条約を締結する。しかし、同年 8 月にこの考えを米国国務長官ダレスに伝えた後、ダレスは全く遠慮なしに外務大臣重光葵に次のような警告を発した。即ち、もし日本が択捉、国

後両島をソ連領土と承認し、その返還を求めないならば、米国も講和条約第26条¹⁴に基づき、沖縄を自らの領土として編入するのだと。これは即ち、かの有名な「ダレスの脅し」(Dulles's threat)である。

豊下教授が指摘するように、このような脅しの目的の一つは、米国が一旦日ソ間の領土問題が解決されると、日本がすぐ沖縄の返還を米国に求めてくるのを恐れ、そのため、なるべく日ソ領土問題の解決を阻止した方が良い。しかし、より重要なのは、冷戦という大きな背景の下、日ソ間にくさびを打ち込んで、両国間に一定の対立を維持させることで、ソ連を牽制し、日本には米国というプレゼンスの必要性を示すことができる、いわゆる典型的な「オフショア戦略(offshore balancing strategy)」¹⁵である。沖縄返還の法的根拠として、日本の国際法学者や国際政治学者の間に長年「潜在的主権」論を「自明の理」、「通説」と捉えてきたが、「ダレスの脅し」はその通説が法理上、いかに脆弱なものであるかを示したのである。

1950年代半ば以降の日ソ領土問題において、日本は正ににっちもさっちもいかず、長期停滞の状態を呈していた。一方では、日本政府は自らが放棄した千島列島の中に択捉と国後両島が含まれているのを当然知っていて、それまでの既存のレトリックの中ではもはや「四島の一括返還を」と打ち出すのが困難であると認識している。しかしながら、米国や日本国内の吉田茂を代表とする親米保守勢力及び世論の圧力の前に、「四島の一括返還を」という旗を下す訳にもいけない、正に板挟みの状態に陥っていた。1960年代以降に日本政府や自民党が熱心に「北方領土」という言葉を使うようになったのは、このようににっちもさっちもいかずの局面に対するせめての「打開策」だったともいえよう。その結果、「北方領土」という表現は今日日本社会ですっかり一般化し、「北方領土＝北方四島＝一括返還」という領土返還の「国家物語」こそ出来上がっているものの、実際の日ソ／日露領土問題の解決は、近年の頻繁な日露首脳会談が行われているにもかかわらず、具体的な進展が見られていない¹⁶。言うまでもないことだが、問題の解決に日露双方の努力、譲歩が求められるものであろう。そのために、ここに記したような、日本社会で長年築いてきた領土問題の「神話」、「国家物語」から抜け出し、より冷静な領土観を樹立することが求められている。

(2) 竹島問題

1905年、日本は「無主の地」として日本海に位置する無人島竹島(韓国名：独島)を島根県に「編入」した。その前後、強制的に締結させられた一連の条約(1904年2月の「日韓議定書」、同9月の第1次「日韓協約」、1905年11月の第2次「日韓協約」)によって、韓国はその対内、対外主権を殆ど失い、最終的には1910年8月の「併合条約」によって正式に日本に併合されることとなった。「サンフランシスコ講和条約」の起草過程において、日韓双方が竹島の領有権を主張し、米英などの間でも意見が分かれていたため、最終的な条約案に竹島には全く言及せず、曖昧な処理を行った。翌年、韓国は竹島を占拠し、以降警察の常駐などを通じて竹島を支配下に置いてきた。

竹島に対する日本政府の1950、60年代の主張は基本的に「無主地の先占+実効支配」と要約することができる。即ち、1905年の「編入」は国際法上が認められる無主地の先占到当たり、

この「編入」以前の時代から、日本は既に実際の経営支配を行っており、他の国は日本の「編入」措置及び統治に対していかなる抗議もしてこなかった。

しかし、現在日本外務省のホームページを見ると、1950、60年代と比べて、日本の主張が微妙に変化していることが分かる。

「竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに日本固有の領土です。韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではありません...

(注) 韓国側からは、日本が竹島を実効的に支配し、領有権を再確認した 1905 年より前に、韓国が同島を実効的に支配していたことを示す明確な根拠は提示されていません。」¹⁷

上記外務省ホームページの抜粋から分かるように、北方領土問題同様、現在、日本政府は竹島に対する主権要求の根拠も「固有の領土」論に求めている。では、いつから日本政府が竹島に対する領有権主張の根拠の転換を行ったのか。研究者達は 1962 年にまで遡ることができる。これは日ソ領土問題における「北方領土が日本固有の領土」論の時期とほぼ一致している¹⁸。そこで、二つの疑問が湧いてくる。第一、なぜ日本はその強調の重点を「無主地の先占+実効支配」から「固有の領土」論へ転換したのか。第二に、何が「固有の領土」なのか。

一点目について日本政府の明確な説明が見当たらない。1980 年代以降におけるアカデミック世界の竹島に対する研究の進展¹⁹が日本政府の根拠転換の重要な契機の一つとなったようである²⁰。新しい資料に基づいた研究者達の地道な研究は、1905 年の竹島「編入」と日本の韓国併合との関係性をより世に知らしめただけでなく、1905 年以前にも竹島に領有意識及び支配経営の実績があったといった日本政府が強調した論拠にも大きな打撃を与えることになったのである。更にもっと広い次元で見ると、1980 年代以降、従軍慰安婦問題など植民地時代の一連の残留問題が次々と社会で問われるようになり、「歴史問題」は現実の日本外交を困惑させる大きな「負の遺産」となっていた。このような学術的、社会的環境の下、引き続き「無主地の先占+実効支配」を強調することは、世論的に日本にプラスにならないだけでなく、1905～10 年ごろの日韓併合及びその後の朝鮮半島における植民地支配という、日本現代史上最も暗い側面に研究者及び社会全体の注意力をもっと向けさせることも意味するのである。このような学術研究と社会全体の日韓併合及びその後の植民地批判への高まりが日本政府の論拠転換を促した根本的原因だと言えよう。

それでは、「固有の領土」の具体的中身は何を指しているのか。この問題において、日本政府は中身の入れ替えをやはり一回行っている。「固有の領土」論が出現した 1960 年代初めごろから 1980 年代の末ごろまで、それは「古くから日本の領土」であることを意味するものである。ある領域が日本の「固有の領土」であると称しうるのかは日本がかかる領域に対する「実効支配」を行っているかにかかる。いわば、この意味での「固有の領土」論の举证責任は日本側にあり、

日本は1905年以前及び1905年当時、更にその後から今日に至って、領有意識及び支配の実績を立証する責任を有する。これに対して、前記の外務省のホームページにある今日の「固有の領土」論が意味するのは、もし韓国が1905年以前に自身が竹島に対して「実効支配」を行っていたと証明できなければ、竹島は即ち日本の領土だ、ということである。明らかに責任の立証は韓国側に転がり、立証の対象も1905年以前の竹島に対する韓国の実効支配である。立証責任の転換だけではなく、現在の「固有の領土」論の下では、1905年の日本の「編入」措置や同年及びその後の韓国の主権剥奪に対する法的評価もすべて「度外視」されている。

これはある意味では次のことを意味するものであると言いかえられるかもしれない。即ち、皆が竹島問題に関心を持つのは結構だが、しかし1905年前後における日本の朝鮮半島での行為に焦点を絞る必要がないんだと。ある意味ではあからさまな二重（多重）の責任逃れである。現在の「固有の領土」論が一番早く見られたのは1990年代だったので、前記の1980年代後期の研究者達の研究成果が日本政府を現在の「固有の領土」論へ「追いやった」のかもしれない。

勿論、このような「固有の領土」論は研究者達の厳しい批判を受けることになり、日韓領土の緊張対立を緩和するためにも全く役に立たない²¹。21世紀に入ってから、双方の一連の行為（例えば、日本側において、地方自治体は「竹島の日」を設定したり、日本政府は小中学校教育において領土問題の教育を強化するなど。韓国側において、独島記念切手の発行、大統領自らが島に登ったりするなど）は竹島をめぐる日韓領土紛争をますますエスカレートさせ、同問題は従軍慰安婦と並んで、今日日韓関係を困惑させる二大外交問題となっている。

(3) 尖閣諸島問題

2010年9月に尖閣諸島（中国語名：釣魚島）海域で中国漁船船長逮捕、起訴及びその後の日本政府による尖閣諸島の「国有化」決定以降、尖閣諸島の領有権をめぐる日中間の外交戦が続いている。近年、普通の中国市民の日本旅行は増えるものの、全体の日中関係が依然低調状態であることは否めない。このような構造的低調を招いた原因をすべて尖閣諸島問題に帰すべきではないが、尖閣の領有権争いが日中関係の全体に暗い影を落としているのは間違いない。東アジア地域の信頼醸成、平和の維持といった高所から、日中の領有権争いの解決、せめてそのコントロールは喫緊の課題となっていると言ってよい。

紛争の双方、更に第三国にも原因を求めるべきだが、日本側についていえば、ここでも日本政府の「領土観」が問題解決の妨げになっているのではないかと思えてならない。以下は外務省のホームページにおける尖閣諸島の記述である。

「尖閣諸島が日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、現に我が国はこれを有効に支配しています。したがって、尖閣諸島をめぐる解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しません。」²²

ここではっきりしているのは、現在、日本政府が日中間に尖閣をめぐる領有権争いの問題を認めていないことである。この点が恐らく竹島や北方領土問題との最大の違いであろう。しかし、

日中国交正常化交渉及び日中平和友好条約締結交渉過程での当事者達の証言や、1970年代から同90年代までの日本政府が一連の問題についての発言、更に同時期に日本各主要メディア（読売新聞、朝日新聞、毎日新聞など）の社説などから、日本政府もかつて領有権の争いを認め、かつ、その争いについて日中双方間は「棚上げ」にするとの合意に至っていることもほぼ疑いが無い²³。尖閣に関する報道が頻繁に各種メディアに登場し、「尖閣諸島」が「北方領土」並みに日本社会に知られている今日、日本政府は領有権争いが存在せず、というスタンスを取ることがどの程度説得力があるのか、今後益々問われることになるだろう。松井芳郎教授などはその著書において日本政府のこうした態度が国際法的には根拠が弱く、国際社会からも殆ど支持を得られないだろう、と厳しく批判している²⁴。

他方、竹島や北方領土問題と比較すると、共通点の一つも見えてくる。即ち、過去数十年間の間に、日本政府の態度は一度大きな変化が起き、過去の日中間に「棚上げ」の合意或いは暗黙の合意があったことから「ない」との否認へ変化している。このような立場変更の原因として、以下三点に求めることが出来よう。第一に、尖閣の「現状」への認識。北方領土、竹島が現在それぞれロシア、韓国の支配下に置かれているに比べて、日本政府は尖閣が一貫して日本の実効的支配下にあると捉えている。従って、領有権争いがあると認めることは、法的に自らの果実が相手に持っていかれる可能性を認めることになる。第二に、米国という存在。1990年代以降、中国の台頭に伴い、中国に対する米国の警戒意識が高まってきている。まだ1990年代半ばごろ、日米間は既に「日米安保再定義」を通じて、冷戦後のアジアにおける米国の指導的地位を確認したのである。オバマ政権の第一期目には更に「アジア回帰」をスローガンにアジアにおける米国のプレゼンス及び米国をリーダーシップとする安全保障同盟を強化する意思を明確にした。日本の尖閣諸島問題における立場の変更は、時期的に米国が自らのアジアでのプレゼンス及び日米同盟強化とは一致している²⁵。第三に、冷戦後の日本国内政治発展の新動向。ひょっとしたらこれは、現在尖閣諸島問題において、日本が頑な「領土観」を持ち続ける根本原因であるかもしれない。冷戦終了後の20年間、日本国内で政党の分裂、合併劇が繰り返し行われ（2018年の現在に見られる「希望の党」と「民進党」の合併、「国民党」の誕生は一つの事例）、経済成長が長期にわたって停滞状態に陥り、「失われた20年」と言われている。しかし、この状況、とりわけ政党の離散集合はある意味で、現状不満、現状打破の気持ちの表れでもある。2010年漁船船長逮捕後の尖閣「国有化」措置から現在の自民党政権に至るまで、それぞれの時期に尖閣問題を扱う日本の政党、政治家は日本国内での政治的立場が非常に違っても、田中角栄時代、中国にはあまりにも低姿勢、譲歩し過ぎといった心理が政治家においては超党派的、日本社会においては社会全体のある種の「共通認識」になりつつある。このような社会から発する「共通認識」の圧力は国家指導者個人の「弱さ」、「強さ」を圧倒し、日本政府にその「領土観」を再考する柔軟さを失わせ、中国との間に領土紛争を解決する「妥協」を見出す機会を奪っている。

おわりに

近年、集団的自衛権の行使容認や憲法改正に向けての様々な動き、「中国脅威論」、「北朝鮮脅威論」の煽りなど、既に多くの識者が指摘するように、日本の国内政治が保守化＝右傾化の一途

を迫っている。今後、海軍力の増強を含め、中国による様々な海洋活動の活発化に伴い、尖閣を含め、東シナ海の境界画定や資源開発、更に南シナ海の海洋航行など、領土・海洋をめぐる日中双方の対立が更に高まることも十分考えられ、東アジアの将来にとっては大きな懸念事項である。

では、これをクールダウンすることは不可能ではないのか。筆者はそう悲観的ではなく、寧ろ幾つものレベルにおける双方の努力と勇気があれば、決して解決することが不可能なものではないと考える。以下、基本的に「陸」・「領土」問題に限定し、少なくとも以下のことにおいて、双方がより歩み寄る、また、双方が敢えて控えることが領土問題の解決にとって有益であろうと考える。

① 領土問題を考える「出発点」の違い

まず、日本にとって、これまでの多くの研究が示したように、沖縄「返還」といった既に「過ぎた」領土問題から今日のホットイシューとなっている北方領土、竹島、尖閣まで、領土問題を考える基本的出発点は「サンフランシスコ講和条約」である。しかし、同条約調印後間もなく、中国側は既に同条約を認めないとの声明を発表しており、中国は締約国でもないのに、同条約は中国に対して法的拘束力がないのは言うまでもない。中国は自らの掲げている領土・国境問題について、全てではないが、少なくとも日本との領土問題については第二次世界大戦中に発表された幾つかの国際文書、即ち、カイロ宣言、ポツダム宣言を強調し、領土問題を考える場合の出発点としている。このように、日中双方は東アジアの領土問題に臨む場合、そもそもその出発点自体においてかなり違っている。領土問題を考える場合、双方ともこれまでこの軽視しがちな「出発点」の違いをもっと深く認識し、相手の「出発点」にもっと思いを馳せる必要がある。

② 領土問題研究における「他山の石」の重み

現在、日本が抱える三大領土問題はそれぞれ異なる歴史的経緯があり、その限りで領土問題は全て「個別の」問題となるのだが、既にこれまで見てきたように、三者とも「サンフランシスコ講和条約」で繋がっているし、日本政府は三者とも「固有の領土」であるというロジックを展開している。従って、東アジア地域の領土問題を考える場合、複数問題の比較検討は今後、益々必要であろうと感じる。筆者は特に尖閣諸島問題と竹島問題の比較検討に興味を持つ。というのは、両者の問題を生み出した歴史的背景という側面に相似性がかなりあるので、日韓の研究者の竹島に対する研究成果は、今後日中間の尖閣問題の研究にとって参考の価値が大いにあると感じる。

③ 日本領土外交の「米国ファクター」

既に本稿における沖縄など南西諸島の日本返還と北方領土問題部分で述べたように、戦後日本の独立回復を示す「サンフランシスコ講和条約」の締結は米国のイニシアティブの下で行われたため、戦後日本外交における米国の存在が極めて大きい。本稿は竹島や尖閣問題における米国ファクターの重みに十分言及していないが、冷戦後外交公文書の機密解除に伴い、各領土問題における米国のくさびの打ち込み＝紛争国間に「火種」を埋めることで、東アジアにおける米国の主導的地位を維持する、という役割に対する認識が一層深まっている²⁶。

第二次世界大戦後における米国の圧倒的な政治、経済、軍事力の強さを考えると、他の問題と並んで、日本は領土問題においても米国の一挙手一投足に合わせるのはやむを得ないことであろう、また、そのような姿勢を取ることで、アメリカナパークスからの恩恵を受けたことも事実である（とりわけ沖縄の日本返還は典型的事例だが）。しかし、米国の出発点は何と言っても米国自身の国家利益の維持であって、ひたすら「他者のため」ということがありえない。1950年代半ばに「北方領土」問題をめぐる日米間の齟齬は代表的な一例である。今日、日米の国力の格差は勿論 1950年代ほどの開きがない。今後、日本側の「自主防衛」要求の増強に伴い、日米は領土問題において、どのように動くのか、引き続き注視すべき問題である²⁷。

④「中国ファクター」と日本領土外交

もし米国ファクターが主に冷戦時代の日本領土外交に影響したならば、今後、「中国脅威論」を主な内容とする「中国ファクター」はどのように日本の領土外交に影響を与えるのか。

これも一つの注視すべき問題である。近年の日台（湾）漁業問題と北方領土問題における日露間の動向は二つの具体的事例である。近年の日本では益々強大化する中国の「挑戦」に対応するため、日米だけではなく、ロシアを含めた日、米、露三国関係を強化し、その上、より有利な形で日露領土問題を解決する、という意見も見られる²⁸。このような発想はクリミア問題をはじめ、シリア問題や米国の大統領選をめぐりロシア関与の疑惑などで、米露関係が悪化の一途を辿り、現実味が見えなくなるのだが、この意見から透けて見えるのはやはり領土問題の解決における「中国ファクター」の利用だといえるだろう。

もし、「中国ファクター」がまだ日露領土問題では効果を表していないとしても、2013年4月締結した『日台漁業協定』は日本の領土外交の中で「中国（大陸）ファクター」を意識した一つの典型的ケースであろう。尖閣海域付近の漁業問題をめぐり、1996年から始まった（民間方式の）日台漁業交渉は長年合意に至らなかったが、2010年9月の中国漁船船長逮捕の外交問題が起きた後、日台交渉も2012年に再開され、同年9月に合意を見たのである。この合意に対して、メディアや沖縄地方から日本側が譲歩し過ぎたと批判しつつ、合意は尖閣をめぐり中国大陸と台湾の共同戦線結成にくさびを打ち込んだものであるとして寧ろ「評価」のニュアンスも滲む。ベトナムやフィリピンに対する払い下げ巡視船の供給など東南ア諸国への協力も、やはり南シナ海問題をめぐり、中国と対立する各国との共同戦線を結ぼうという日本政府の意図が見て取れる。このような、日本領土外交における「中国ファクター」の「発酵」作用がどこまで続くのか、今後も留意して観察したい。

⑤ ドイツ「東方領土問題」からのヒント

アジア諸国の領土、境界問題を俯瞰する場合、複雑な歴史的背景が絡み、うち、少なからず過去の戦争や民族衝突とは不可分な関係を持つ。そこには「加害」と「被害」、「主観」と「客観」など容易に分けられない要素がただただ入り込んでいる。従って、フィクションを重ねるのではなく、なるべく民族主義や愛国主義の情熱をクールダウンすることは領土問題の解決にとって特に重要である。このことは日本にとっても決して例外ではない。本稿これまでの検討から分かる

ように、今後、領土外交のデッドロックから抜け出し、実質的突破口を見つけるために、これまで作り上げてきた「固有の領土」論の「神話」のペールを少しずつ剥がしていくことが求められている。

勿論、長年築いてきた「神話」を打ち破ることはそう容易いことではない。この点に関して、戦後ドイツにおける「東方問題」の解決を紹介し、本稿の締めくくりとしたい。

戦後のドイツは敗戦によって、「東ドイツ」と「西ドイツ」といった二つの国家に分割されただけでなく、(旧)ソ連・ポーランド、ポーランド・東ドイツ間の国境線の大幅な西への移動に伴い、戦前ドイツ領土の四分の一を失い、1400万人にもものぼる膨大な人口が当該領域から追放され、その大部分は戦後の西ドイツに流れていた。従って、戦後の長い間、この「東方領土」の回復は西ドイツ長年の「国是」ではあったが、冷戦後の東西ドイツの統一において、最終的にこのような「国是」を放棄したのである²⁹。この問題を深く研究された佐藤成基氏はドイツの「東方領土問題」と日本の北方領土問題の歴史的事情や政治的環境の違いを認めつつ、なお(西)ドイツの長年の実践が日本の北方領土を考える時の参考になると説いている³⁰。「固有の領土」論は現在北方領土問題に限らず、それが既に竹島問題、尖閣諸島問題など、日本の領土外交を貫く「基軸」となっていることを考えると、ドイツの「東方領土問題」の実践は日本の領土外交全般にとっても、大いに参考に値するものであらうと考える。

※本報告書は、国際学部付属研究所共同研究「領有権問題の克服に向けて」の最終報告書である。

<注>

- 1 ベネディクト・アンダーソン(白石さや・白石隆訳)『想像の共同体：ナショナリズムの起源と流行』NTT出版、1997年。
- 2 本稿は国際学部付属研究所プロジェクト「領有権問題の克服に向けて」(2015～2017年、コーディネーター：孫占坤、共同研究者：高原孝生、波多野英治)の最終報告書である。本プロジェクト研究成果の一部として、既に次のような発表や公刊がある。孫占坤「战后日本領土外交の歴史演変」『境界と海洋研究』中国・武漢大学、第2巻第2号、2017年3月、70-83頁、孫占坤「战后日本“海洋国家”論の歴史演変」『第三届边界与海洋研究国际论坛会议论文集』(中国・武漢大学)2017年9月、110-121頁。
- 3 大江志乃夫「東アジア新旧帝国の交替」大江志乃夫・三谷太一郎ほか『近代日本と植民地1：植民地帝国日本』岩波書店、1992年、3-31頁；加藤聖文『「大日本帝国」崩壊』中公新書、2009年、i-v頁。
- 4 北方領土から竹島、尖閣問題まで、戦後東アジア地域で領有権を争う関係国の間に、米国はいかなる「くさび」を打ち込んだのかについて、原貴恵美『サンフランシスコ平和条約の盲点(新頓版)』溪水社、2012年、大変詳しい。
- 5 奄美群島の日本返還の詳細について、西村富明『奄美群島の近現代史』海風社、1993年、171-369頁、参照。
- 6 真崎翔『核密約から沖縄問題へ—小笠原返還の政治史』名古屋大学出版会、2017年、同「日米関係における小笠原返還交渉の意義」『小笠原研究』第39号、2013年、1-52頁；石原俊『〈群島〉の歴史社会学——小笠原諸島・硫黄島、日本・アメリカ、そして太平洋世界』弘文堂、2013年、172頁。
- 7 日米外交交渉過程における「潜在的な主権」論の詳細について、河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交——日米関係史の文脈』東京大学出版会、1994年、50-62頁、参照。
- 8 宮里政玄『日米関係と沖縄 1945-1972』岩波書店、2000年、59-60頁；石原俊『〈群島〉の歴史社会学——小笠原諸島・硫黄島、日本・アメリカ、そして太平洋世界』、149-150頁。
- 9 古関彰一・豊下梢彦『沖縄 憲法なき戦後—講和条約三条と日本の安全保障』みすず書房、2018年、59頁。
- 10 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/index.html>、アクセス日：2018年4月27日。
- 11 豊下梢彦『「尖閣問題とは何か」』岩波書店、97-109頁；黒岩幸子「北辺国境地帯と『北方領土』」岩下明裕編著『日本の国境・いかにこの「呪縛」を解くか』北海道大学出版会、2010年、65-92頁；黒岩幸子『「北方領土」とは何か』岩下明裕編『日本の「国境問題」』(『環』別冊19)、2012年、74-84頁；孫崎亨『日本の国境問題——尖閣・竹島・北方領土』ちくま新書、2011年、104-109頁。

- 12 豊下楯彦『「尖閣問題とは何か」』、98-100頁。
- 13 戸丸廣安『知られざる北方領土秘史』第一企画出版、1991年、70頁。
- 14 第26条後半は次のように規定している：日本国が、いずれかの国との間で、この条約で定めるところよりも大きな利益をその国に与える平和処理又は戦争請求権処理を行ったときは、これと同一の利益は、この条約の当事国にも及ぼさなければならない。
- 15 その基本的定義は、大洋対岸にある強大な勢力Aが現れた場合、同じ対岸にいるBを支援することでA、B間の対立を深め、よって自国の安全を守る。豊下楯彦『「尖閣問題とは何か」』、64、107頁、参照。
- 16 長年、特に冷戦終了後、研究者や前外務官僚から日本政府のこのような「固有の領土」論に厳しい批判を行い、様々な日ソウィンウィンの妥協案も提起しているが、今のところ、日本政府の立場に大きな影響を与えた気配が見られない。これらの代案に関する代表的文献として、次のものを参照されたい。東郷 和彦『北方領土交渉秘録』新潮社、2007年；岩下明裕『北方領土問題』中公新書、2005年；岩下明裕『北方領土・竹島・尖閣 これが解決策』朝日新書、2013年；和田 春樹『領土問題をどう解決するか』平凡社新書、2012年。
- 17 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html>、アクセス日：2018年4月30日。
- 18 内藤正中・金炳烈『史的検証 竹島・独島』岩波書店、2007年、102-103頁；池内俊『竹島——もう一つの日韓関係史』中央公論社、2016年、215-217、242頁。
- 19 梶村秀樹「竹島=独島問題と日本国家」『朝鮮研究』、182号、1978年、1-37頁；堀 和生「1905年日本の竹島領土編入」『朝鮮史研究会論文集』第24号、1987年、96-125頁。
- 20 秋月望・鄭栄恒・孫占坤「東アジアの領土問題が意味するもの」（対談）『PRIME』明治学院大学国際平和研究所、38号、2016年、95頁。
- 21 池内俊『竹島——もう一つの日韓関係史』、iii（はしがき）、240-244頁；内藤正中・朴炳渉『竹島=独島論争』新幹社、2007年、9-50頁。「固有の領土」この概念の解釈に一貫性がなかったため、日本政府はその国家的立場を表明する英文文献に、これまで“the exclusive rights on the island”，“Japanese territory”“an integral part of Japan”，“an inherent territory of Japan”などを使ってきたが、個々の意味が大分違うように思える。池内『竹島——もう一つの日韓関係史』、244-245頁参照。
- 22 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/index.html>、アクセス日：2018年4月30日。
- 23 尖閣諸島をめぐる多くの著書はこの点について日本政府を厳しく批判している。代表的なものとして、以下を参照されたい。矢吹晋『尖閣問題の核心——日中関係はどうなる』花伝社、2013年；川村範行「日中冷戦をいかに回避するか「棚上げ論」を巡る相違を調整し歩み寄る道」ダイヤモンド・オンライン（2013年10月22日）、<http://diamond.jp/articles/-/43305>、アクセス日：2016年8月1日；倪志敏「釣魚島（尖閣諸島）領有権問題に関する中日間の『棚上げ合意』の史的経緯—日本側の史資料を中心に」『龍谷大学社会科学研究年報』（2012年度）、2013年5月、83-94頁；同「釣魚島（尖閣諸島）「棚上げ合意」が再確認された経緯を解明する～1978年と1990年代を中心に～」ダイヤモンド・オンライン（2013年10月22日）、<http://diamond.jp/articles/-/43375>、アクセス日：2016年8月1日；同「釣魚島（尖閣諸島）領有権問題に関する日本政府の主張を検証する—日本側の史資料を中心に」『龍谷大学社会科学研究年報』（2013年度）、2014年5月、97-121頁。
- 24 松井芳郎『国際法学者がよむ尖閣問題』日本評論社、2014年、156頁、孫崎享編『検証 尖閣問題』岩波書店、12-16頁。
- 25 倪志敏氏は日本の立場変更は近年米国の「アジア再回帰」の開始と一致していると指摘する。倪志敏「釣魚島（尖閣諸島）領有権問題に関する日本政府の主張を検証する—日本側の史資料を中心に」114-115頁。しかし、退役外交官でもある孫崎享はこのような日本政府の態度変更は既に1990年代半ばの「日米安保再定義」の時期に始まったと指摘する。孫崎享『検証 尖閣問題』、74頁。尖閣の領有権紛争における日本の立場変更について、米国は一体どんな役割を果たしたのか、なお慎重の検討が必要である。
- 26 詳細は、原『サンフランシスコ平和条約の盲点』；豊下『「尖閣問題とは何か」』、参照。
- 27 「日本のためになるべく日米同盟を利用する」という意見は冷戦後の日本にも根強く存在している。このような意見から見れば、冷戦時代の日米関係においては日本が「駒」となり、より米国のために利用されてきた。今後、日本は日米同盟を利用することで最大限に日本の国家利益を追求すれば良い。このような意見の代表として、「希望の党」所属で、「タカ派」色彩を持つ議員長島 昭久氏の以下の著作が挙げられよう。長島 昭久『「活米」という流儀 外交・安全保障のリアリズム』講談社、2013年。同様に、2010年に尖閣海域で発生した中国船長逮捕の外交問題における日本側のパフォーマンスが日米同盟を利用した日本の「力作」だったという意見もある。同事件が引き起こした日中関係の緊張は、最終的に尖閣海域が日米安保条約の適用範囲であるという米国の態度表明を引き出し、当時中国ともっと広範囲な協力を進めようとするオバマ大統領の「中国シフト」を阻止した。これについて、岩下明裕『北方領土・竹島・尖閣、これが解決策』、60頁、参照。
- 28 岩下明裕『北方領土・竹島・尖閣、これが解決策』、230-235頁。岩下教授はこのような発想はあまりにもナイーブで、日ソ領土問題の解決にならないと批判している。しかし、シンクタンクレベルも各種メディアにも日ソ領土問題と中国脅威論をリンクして論じることに対して、なお注視する必要がある。
- 29 詳細は、佐藤成基『ナショナル・アイデンティティと領土——戦後ドイツの東方国境をめぐる論争』新羅社、2008年、参照。
- 30 同上、337頁。